		会	議	記	録			
会議の名称		環境厚生常任委員会			会議場所	全員協	議会室	
		垛 児月	灵云	担当職員	山末			
	△和	0年2月10日	コノル明ロ)	開議	午前	10 時	30 ½	宁
日時	17年	2年3月18日	1(小唯口)	閉議	午後	2 時	4 5	}
出席委員 ◎並河 ○大塚 長澤 冨谷 平本 三宅 小松 西口 (齊藤議長)								
理事者 【環境市民部】由良部長 出席者 [環境政策課]山内課長、大倉環境保全担当課長								
事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、山末主査							
傍聴者		市民 1名	報道関係者 75	×	議員13名 (三上、浅田、田中、山本、木村、 松山、小川、奥野、福井、藤本、 木曽、菱田、石野)			

会 議 の 概 要

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 再審査について

<並河委員長>

本委員会に付託された第47号議案については、去る3月9日に議決したが、市長から議案の訂正の申し出があり、先ほどの本会議において了承された。これにより、 議案の内容が変更されているため、本委員会において再審査を実施したいと思うが 異議はないか。

(異議なし)

<並河委員長>

異議なしと認め、再審査を実施することに決定された。

<並河委員長>

本日の再審査は、まず、理事者から訂正された議案内容について説明を求め、それ に対する質疑を中心に審査を進めていきたいと考えている。順序は、理事者による 説明、質疑、討論・採決の順に進めていくこととしてよいか。

<了>

4 所管分付託議案再審査(説明~質疑)

「理事者入室」環境市民部

(1) 第47号議案 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

 $\sim 10:14$

「質疑]

<三宅委員>

レジ袋の在庫の対応についてはどうするのか。

<環境政策課長>

市が有料で買い取ることはない。有効活用できる方策を検討したいと考えている。もし、処分に費用がかかる場合は、市が引き取って活用することは考えたい。

<三宅委員>

枚数が膨大になるのではないかと考えるが、調査はいつ行うのか。

<環境政策課長>

条例が可決されれば新年度から在庫の把握を行っていきたい。

<平本委員>

前回提示された工程表から日程が延びているが、それは、前回提示した日程でも可能だが、万全を期してこのようなスケジュールを組んでいると理解してもよいのか。

<環境政策課長>

前回は8月ということも視野に入れていたが、令和3年1月1日に施行するものとしてスケジュールを組んでいる。代替紙袋についても、調達期間を長めに取ることにより、確実に調達できるように変更している。

<小松委員>

第9条に市民等を追加しているが、どのようなことを想定しているのか。

<環境政策課長>

今後、どのようなことが発生してくるのか見極めていかなければならないと思うが、 特筆して表彰すべき事案があれば表彰していきたい。また、市民が参画する団体等 も含めて検討していきたい。

<小松委員>

以前にポイ捨て等禁止条例と両輪で推進していきたいとの話があったが、どのように両輪で推進していくのか。

<環境政策課長>

ポイ捨て等禁止条例には地域清掃協力員という市民を巻き込んだ規定がある。また、エコウォーカーという新たな視点での環境美化の取り組みも進んでいる。そういう意味で、環境美化に対する意識を変えていきたい。また、プラスチック製レジ袋の提供禁止により、ごみ自体を抑制することも必要だと思う。ごみを出さないこととポイ捨てをしないことについて、市民と事業者がともに進めていかなければならないと考えている。

<冨谷委員>

今後、国際認証の生分解性袋が製品化される予定だが、亀岡市としては紙袋を優先して推進していく考えなのか。

<環境政策課長>

最も重要と考えているのがエコバッグの持参であり、ごみ自体を削減したいと考えている。その上で、どうしても袋が必要な場合は紙袋を使用することとしたい。しかし、国際認証を取得する袋が出てくれば、用途に応じて使用することは条例上可能である。

<冨谷委員>

それでは、事業者は、国際認証を取得した生分解性袋も視野に入れた中で紙袋の調達を行っていくということか。

<環境政策課長>

そういう方向で検討していきたい。

<西口委員>

工程表を見ていると、広報は条例施行までとなっているが、条例施行後も引き続いて行っていく考えなのか。

<環境市民部長>

これについては、条例施行までのスケジュールであり、条例施行後についても引き 続き行っていきたい。

<西口委員>

マイバッグの持参率100%に向けて進めていくことが大事だと思う。どのように進めていく考えなのか。

<環境政策課長>

マイバッグ持参率が100%に近づくと、事業者にとってはコストが下がり、環境 負荷が下がり、消費者にとっても有料化によるコスト負担がなくなるため、よりよ い形となると思う。そのため、啓発をしっかりと行っていきたい。現在、レジ袋の 有料化を実施する店舗では、マイバッグの持参率が約83%となっている。そうい う状況を可視化し、情報共有を行いながら進めていきたい。事業者とも連携を取り ながら啓発に努めていきたい。

<西口委員>

当委員会で3月9日に附帯決議案を可決した。今回の訂正により施工期日の規定については明記されたが、その他の附帯決議の項目については引き続き申し入れていきたいと考えている。これについての所見は。

<環境市民部長>

今後も十分な周知・啓発に向けた活動を進めてきたい。

<長澤委員>

工程表が新たに示されているが、これに基づいて亀岡商工会議所等との協議を行ったのか。

<環境政策課長>

まずは議会に提案することからスタートしているため、今後、早い段階で亀岡商工 会議所とは調整していきたい。

<長澤委員>

亀岡商工会議所に一定の役割を期待しているのは項目①だと思うが、代替紙袋を調達する仕組みについて、それを引き受ける事業者が見つかるのかが課題だと思う。また、そのような業者が見つかったとして、納品がなされた後、各店舗が追加発注を行いたい場合は、亀岡商工会議所が仲介するのか。それとも、2回目以降は個々の事業者が製造元とやりとりすることとなるのか。

<環境市民部長>

現在、亀岡商工会議所と調整している。お互いにとってやりやすい方法となるように努めたい。

<長澤委員>

亀岡商工会議所が注文や品物のやりとりまでまとめることが想定されるとすれば、 それは相当な負荷となると思う。しかし、製造元と個々の商店がやりとりすること となれば、製造元にとっても大変である。この工程表で十分な時間があるのかにつ いては、しっかりと協議していく必要があると考えるがどうか。

<環境政策課長>

そのとおりだと思う。早急に対応していきたい。亀岡で紙製の袋を調達し、配送する事業として確立していくことで持続の可能性が高まると思うので、そういう形で展開できるような組み立てを考えたい。

<長澤委員>

マイバッグ持参率の向上を図ることは大前提だと思うが、マイバッグを市民に普及させるにしても、マイバッグのシェアだけでは水気やにおいのあるものについては難しいところがある。その場合、普通の品物用のマイバッグと水気やにおいのあるもの用のマイバッグをそれぞれ持参していただくことも必要となってくると思うが、それが市民に浸透するにはそれなりの時間が必要になると思う。そういう中で、いろいろな店舗において、買い物客とのやりとりの中でやむを得ずレジ袋を提供しなければならない場合も考えられるため、公表については、事業者の実態に配慮し、柔軟に対応する必要があると思うがどうか。

<環境市民部長>

この条例は取り締まることに重点を置いているわけではない。事情や状況を聞くなどして対応する。ただし、条例では禁止しているので、当委員会の意見も踏まえる中で対応を検討していきたい。

<平本委員>

施行期日について、先日可決した附帯決議案では12月1日以降としていたが、令和3年1月1日と訂正した理由は。

<環境市民部長>

これまでの委員会において、施行期日が明記されていないことについて意見をいただいていた。また、附帯決議や事業者からの意見を参考にする中で、より十分な周知・準備の期間を設けるため1月1日からとすることとした。

<三宅委員>

国において実施する7月からの有料化についての亀岡市の対応は。

<環境政策課長>

国が実施する有料化については、間もなく広報を行っていくと聞いている。基本的には国が主体的に広報するものと考えているが、亀岡市の施策との違いを啓発し、スムーズに移行できるようにしていきたい。

<長澤委員>

経済産業省がレジ袋有料化のガイドラインを示しているが、毎年、報告書の提出義務を負うのは比較的大規模な事業者だけではないかと思う。そのため、亀岡市の中小の商店に国の施策が浸透していくのか不安に思っている部分もある。そういったことから、国の施策についても中小の商店に理解していただけるよう取り組んでいく必要があると考えるがどうか。

<環境政策課長>

有料化に対する事業者の不安もあると思うので、我々としてもフォローしていきた

いと思う。国の制度と内容は違うが方向性は同じなので、よい結果に導けるようにしたい。

[理事者退室]

 $\sim 11:15$

「委員間討議〕

<三宅委員>

議案を再審査したことから、附帯決議についても再度協議したい。素案を作成した ので配付する。

<長澤委員>

我々も素案を作成した。配付したい。

<平本委員>

前回議決した附帯決議の施行期日の部分を削除したものを案として提出する。

<並河委員長>

それでは、資料を配布願う。

(資料配布)

<並河委員長>

内容について説明願う。

<三宅委員>

新清流会から提示された素案に項目 $1\sim4$ を追加したものが緑風会の素案である。 その他の項目については同じ内容である。

<長澤委員>

我々も先日、議決された附帯決議案を土台に素案を作成している。項目1について は緑風会からの素案と同じような内容であると思う。また、公表の規定についても 共通していると思う。共通する項目については合意が図れると思う。

<並河委員長>

意見はあるか。

<平本委員>

どのような内容を追加したのか、より具体的に説明願いたい。

<三宅委員>

項目1については、前回可決した附帯決議案の内容とほぼ同じである。項目2については、代替紙袋の共同購入や生分解性袋の導入の状況によって、項目1の規定により施行を延期する旨を記載している。項目3については、レジ袋の在庫調整について明記している。項目4については、公表の規定について記載している。

<長澤委員>

項目1では以下の項目の実行及び諸状況により、議会と協議の上で施行期日を延期するよう記載している。項目2は新清流会が提示した案に内容を一部追加している。項目3は新清流会の項目2とほぼ同じ内容である。項目4については、新清流会の項目3に具体的な内容を追加している。項目5についても新清流会の項目4とほぼ同じである。項目6については、公表の規定の運用が柔軟になされるように記載している。

<並河委員長>

同じような内容が多いため、1つの附帯決議案にすり合わせてはどうかと考えるがどうか。

<平本委員>

今回の議案の訂正は、施行期日が明記されたことと表彰の規定に「市民等」が追加されたことのみである。附帯決議は前回に可決されているため、なぜいろいろと項目を追加しなければならないのか。

<並河委員長>

今回、議案が訂正されたことにより議案の再審査を行うこととなった。そのため、 議決に附帯する決議についても議決し直すものである。

<平本委員>

議案の訂正により再審査を行うことは理解するが、条文自体は大きく変わっていない中で、項目を追加する必要があるのか。

<三宅委員>

前回に十分な議論を尽くせていないという話があり、それを踏まえて理事者が議案 を訂正してきたのだと推測する。そのため、附帯決議の内容についても見直すべき と考える。

<長澤委員>

今回の訂正の重要な部分は施行期日が明記されたことだが、新たに示された工程表等の進捗状況や現在の経済情勢も踏まえて延期することについて記載している。また、公表の規定について、義務規定と公表は表裏一体となっているので、慎重に運用してほしい旨を附帯決議に盛り込みたい。

<冨谷委員>

附帯決議を再検討するのであれば、それぞれの会派から提示された内容をすり合わせていけばよいと思う。会派に持ち帰り検討したい。

<平本委員>

前回の委員会で、1つの会派は反対し、1つの会派は退席した。そこから条文が大きく変わっていないにもかかわらず、それぞれの会派から附帯決議案が提出され、 賛成に回る理由を知りたい。

<三宅委員>

前回の委員会では、議論が十分に尽くせていないと判断して退席した。今回提示された工程表は前回のものよりも詳細に書かれている。こういったことから賛成するものである。そのため、附帯決議についても再検討すべきと考える。

<長澤委員>

この間の経過を踏まえ、新たに附帯決議に盛り込む内容も見据えつつ、本日の採決では新たな態度を示したい。

<並河委員長>

それでは、一旦休憩を挟み、各会派で検討することとする。

<休憩 11:37~13:50>

<並河委員長>

新たな附帯決議案が提出されているので、説明をお願いしたい。

<平本委員>

休憩中に3会派で調整した。当初我々が提案した内容は項目1、2、6、7、9であり、内容は変わっていない。

<三宅委員>

我々の提案として、項目3、4を追加している。その他の追加箇所については、共

産党議員団からの追加内容と重複している部分がある。

<長濹委員>

項目5、8を追加している。なお、附帯決議案の前文について、最後の部分が「申し入れる」という表現となっているが、より適切な表現となるよう事務局に文言整理をお願いしたいと考えている。

<事務局長>

附帯決議の内容に抵触しない範囲で修正したい。

 $\sim 13:55$

5 討論・採決

[討論]

<平本委員>

重要な案件であり、附帯決議案に基づき慎重かつ丁寧に進めていただくことを前提として賛成する。

<三宅委員>

十分に審議を尽くすことができた。附帯決議案の内容も含めて賛成とする。

<長澤委員>

前回の常任委員会では公表の問題等により反対としたが、この間の経過や本日の委員会における質疑内容、附帯決議案の内容を踏まえ、条例案及び附帯決議案に賛成する。

<冨谷委員>

施行期日が明記され、附帯決議案についても合意形成が図れていることから、賛成とする。

< 小松委員>

日本全国に先駆けてマイクロプラスチックによる海洋汚染に取り組む姿勢が明確に表れた条例である。市、事業者、市民がそれぞれ苦労することとなると思うが、 条例に基づいて推進していくことにより、海洋汚染の防止につながると思う。 賛成する。

「採決〕

第47号議案

举手 全員 可決

第47号議案に対する附帯決議案 挙手

挙手 全員 可決

<並河委員長>

第47号議案に対する附帯決議案については、環境厚生常任委員会として、本会議において附帯決議案として提出したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<並河委員長>

異議なしと認め、環境厚生常任委員会から附帯決議案を提案することとする。次に、 附帯決議案の発議者について、事務局から説明を。

<事務局主査>

先例・申合わせでは、委員会発議による意見書案等の議案は、委員会で全会一致の場合のみ委員長名で発議するのが例であるとされている。正式な発議者の決定は議会運営委員会で行われるが、当委員会としてどのように取り扱うのかについてご協

議願いたい。

- <並河委員長> 意見はあるか。
- <西口委員> 委員長名で発議すればよいと思う。
- <並河委員長> これに異議はあるか。 (異議なし)

[指摘要望事項なし]

 $\sim 14:02$

6 その他

<並河委員長> 以上をもって環境厚生常任委員会を散会とする。

散会 ~14:04